

平成 27年 05月 15日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

本物の木の家

グループの名称

地産地消の家造りの会

直近採択グループ番号

---

※過去に地域型ブランド化事業で  
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

石田 友忠

代表者印

代表者所属先

株式会社アート・宙

代表者構成員番号

V-1, VI-1

代表者所在地

三重県四日市市北町3番4号

代表者電話番号

059-356-0817

(グループ事務局)

事務局事業者名

株式会社アート・宙

事務局構成員番号

V-1, VI-1

事務局担当者名

山川 二三子

印

事務局郵便番号

510-0081

事務局所在地

三重県四日市市北町3番4号

事務局電話番号

059-356-0817

事務局FAX

059-356-0827

事務局担当者E-mail

artsorayamakawa@gmail.com

1. 地域型住宅の名称(必須)	本物の木の家
2. グループの名称(必須)	地産地消の家造りの会
3. 直近採択グループ番号(必須)	--
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	三重・愛知・奈良
5. 結成年(必須)	2015 年
6. グループ代表者名(必須)	石田 友忠
7. グループ代表者の所属先(必須)	株式会社アート・宙
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	V-1, VI-1
9. グループ代表者所在地(必須)	三重県四日市市北町3番4号
10. グループ代表者電話番号(必須)	059-356-0817
11. グループ事務局事業者名(必須)	株式会社アート・宙
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	V-1, VI-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	山川 二三子
14. グループ事務局郵便番号(必須)	510-0081
15. グループ事務局所在地(必須)	三重県四日市市北町3番4号
16. グループ事務局電話番号(必須)	059-356-0817
17. グループ事務局FAX番号(必須)	059-356-0827
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	artsorayamakawa@gmail.com

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	1	
II. 製材・集成材製造・合板製造	1	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	2	
IV. プレカット	1	
V. 設計	1	
VI. 施工	5	
VII. 省エネルギー設備等の流通	0	
VIII. 木材を扱わない流通	0	
IX. I～VIII以外の業種	0	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称		国内・国外
			番号記入欄		
	三重の木	三重県熊野市・尾鷲市	『三重の木』	1	国内
	あかね材	三重県熊野市	あかね材	1	国内

B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数 (必須)	長寿命型(長期優良住宅) 50 戸		地域材加算合計 50 戸	
	経験工務店+未経験工務店の合計			
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計	30 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計	20 戸
	うち申請が確実	15 戸	うち申請が確実	10 戸
	うち申請が未確定	15 戸	うち申請が未確定	10 戸
			地域材加算(うち申請が確実)	25 戸
		地域材加算(うち申請が未確定)	25 戸	
C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積(優良建築物を供給するグループのみ必須)	高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計 0 戸		地域材加算合計 0 戸	
	うち申請が確実	0 戸	地域材加算(うち申請が確実)	0 戸
	うち申請が未確定	0 戸	地域材加算(うち申請が未確定)	0 戸
	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅) 合計 0 戸		地域材加算合計 0 戸	
	うち申請が確実	0 戸	地域材加算(うち申請が確実)	0 戸
	うち申請が未確定	0 戸	地域材加算(うち申請が未確定)	0 戸
D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)	これまで長期優良住宅への取組が少ない施工業者や、受注が確実視されている施工業者を優先的に配分			
	優良建築物			
	うち申請が確実	0 棟	m <sup>2</sup>	
	うち申請が未確定	0 棟	m <sup>2</sup>	

E. 平成26年度の執行状況 (H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)	長期優良住宅		完了実績見込み	
	採択戸数	戸	交付申請戸数	戸
			竣工済	戸
			竣工予定	戸
木造建築物				
採択棟数	棟	採択床面積	m <sup>2</sup>	



























1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 本物の木の家	(地域型住宅供給対象地域) 三重・愛知・奈良
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 地産地消の家造りの会	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	東海・東南海地震の発生が予測される地域で、それを考慮した耐震性能をもった家づくりを行う。 具体的に ■軸組計算で耐震等級2以上を確保する。 ■通し柱・管柱とも太さは4寸角以上とする。また、筋違いと比べて2.7倍の強度を持つ耐力面材(モイス)を外周全面に使用する。 ■地盤調査の実施と保証書の発行。及びシロアリ保証の発行を全棟おこなう。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	■グループで指定する地域材を構造材は100%使用する。 ■地産地消の観点から、使用した構造材の材種と数量、産地証明書を発行する。	○
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	■ハッピーソーラーハウスとして、季節による風の流れを考慮し、建物内の東西・南北方向どちらにも風が通る設計をする。 ■木を「魅せる」ことで、熟練大工の優れた技術が建主様に正しく評価される家づくりをおこなう。	◎
④①～③の背景	三重県(特に熊野・尾鷲など南勢地方)は、昔から林業が盛んな地域で、現在も多くの山林で適切な木材が育てられています。 三重県産の木材は三重県木材推進協議会の定める「三重の木認証制度」により一定以上の品質が保たれています。 私達のグループの事業者は、10年以上前からこの「三重の木認証材」の積極的な利用に取り組んでいて、製材業者と協力しながら木材の有効活用に取り組んできた。 今回の事業の募集にあたって、自分たちの取り組みを明文化し、よりこの地域において良質な木材が広く使用される環境づくりに貢献する。	
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a. ①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	■共通仕様書を作成し、標準仕様を明記する。仕様書は事務局でも確認し、補助事業を申請する建物は全邸規格化された建材を使用していることが確認できる体制をつくる。	○
②建材・資材調達の見直しや事務の合理化	■グループ企業は、構成員である製材業者やプレカット業者から資材を購入することで、流通経路の合理化を図り、資材のコストダウンを図る。 ■資材の生産状況や流通状況は、事務局が確認する体制を作る。	◎
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	■事務局が中心になって、定期的なミーティングを開催し、施工時期の平準化を図って製材の合理化を図る。 ■共通仕様書の作成にあたり、工務店、設計事務所、建材業者が協力し、推奨商品を選定する。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	■共通仕様書がグループ各社が正しく使用できるよう勉強会を開催する。 ■事務局は原木・製材業者との連携を密に行う。そのために月に1度産地へ赴き、供給業者と生産体制について打合せをします。	◎
b. ①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	■現場マニュアル「一流の現場づくり」に乗っ取って、基礎仕様、躯体仕様、防水仕様、断熱仕様などの基準を設定する。	○
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールを設定	■住宅保証機構、日本住宅保証検査機構による瑕疵保険検査を実施し、検査報告の写しを事務局が保管する。 ■断熱工事「エアパス工法」の検査マニュアルにもとづき、認定検査員が屋根・壁・基礎断熱の各施工時に立会い検査を実施する。 ■検査報告書を事務局が保管し、実施状況の徹底がなされるよう管理する。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	■正確な実行予算が作成できるよう、グループ構成員で定期的な情報交換会を実施する。	○
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	■「三重の木認証制度」により認証を受けた構造材に、認証シールを貼り、施工現場でお客様に明示する。 ■「産地工場見学」を企画・運営し、お施主様が自身の建物に使われる木材を製材工場で見学する機会を作る。製材業者との距離を縮め、生産者の顔の見える家づくりを推進する。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 本物の木の家	(地域型住宅供給対象地域) 三重・愛知・奈良
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 地産地消の家造りの会	(結成年) 2015 年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号 (必須)	--	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定期点検時に担当者がチェックする項目を共通事項として作成する。</li> <li>■グループ企業で定期的に勉強会を開催し、点検方法の確認及び改善を継続して取り組んでいく。</li> </ul>	◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定期点検の回数を定め、点検時の記録を建物別で管理する。</li> <li>■製材業者、設計事務所とメンテナンスの情報共有化を図り、グループ全体での体制づくりをしていく。</li> <li>■建材や設備のメンテナンス(保守)情報を企業側からお客様に働きかける。</li> <li>■維持管理に関する受付窓口を事務局に設置する。</li> </ul>	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■モデルハウスなどを利用し、1年に1回住まいのお手入れ講習会を開催する。</li> <li>■災害発生時には事務局に対策本部を設置し、対応できる体制を作る。被災地以外のグループ会社は支援活動を行う。</li> </ul>	○
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務局が中心となって維持管理検討委員会を設置し、メンテナンス情報の共有化、使用建材の選定や改善に取り組む。</li> </ul>	○
b		
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業態変更や廃業等で脱会した場合は、事務局が他のグループ会社を紹介し、維持管理業務の継続に努める。</li> <li>■各社が加入している保険情報を事務局が確認できる体制を作り、万が一に備えた事務手続きが滞りなく行えるよう整備する。</li> </ul>	○
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅瑕疵保証制度以外の瑕疵担保責任について、仕上げ材、設備機器など項目別に保証期間を定め統一する。</li> </ul>	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入 してください。		
エ. グループの技術力の向上		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長期優良住宅を未経験のグループ企業には、経験のある施工業者が書類作成から施工管理段階での指導を実施する。</li> </ul>	◎
②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務局主導のもと、長期優良住宅施工に向けて、設計基準・申請書作成方法・現場でのチェック項目などの理解を深める研修を行う。</li> <li>■年に2回の全体研修の実施。 未施工工務店には個別指導を必要に応じて実施する。</li> </ul>	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■グループ全体で中・長期的な経営計画を作成し、長期優良住宅の施工実績向上に向けての具体的な目標数字を掲げる。</li> </ul>	◎
④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■製材業者は資材の安定供給の確保ができる体制づくり。プレカット業者は業務効率化による生産の合理化に向けた取り組みを行う。</li> <li>■施工業者は経営計画に基づいた受注計画を立案し、必要な人材の確保や社員教育、下請け業者との連携に努める。</li> </ul>	◎
b		
①省エネ技術講習会への参 加目標人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施工会社1社につき、2名以上が参加する。(施工管理職、設計管理職 各1名ずつ以上)</li> </ul>	○
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各施工会社が、所属する都道府県の講習会主催団体にて開催される講習会に必ず参加する。</li> <li>■参加実績は事務局が管理する。</li> <li>■グループの定期的な勉強会で、講習会の内容についてフィードバックする機会をつくる。</li> </ul>	○
c		
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施工業者の所属団体(エアバスグループ)で、省令準耐火仕様の認定を受け、より信頼性の高い建物の建築に取り組む。</li> </ul>	○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般社団法人ベターリビングによる技術指導を受け、省令準耐火仕様の施工マニュアルを作成。</li> <li>■事務局が中心になって同仕様住宅の普及に努める。</li> </ul>	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入 してください。		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 本物の木の家	(地域型住宅供給対象地域) 三重・愛知・奈良
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 地産地消の家造りの会	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	--	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与		◎、○ 記入欄
【平成27年度対応方針】		
a	①地域材ごとの使用部位(必須) ■土台、柱、横架材…地域材を使用 ■その他羽柄材…原則地域材を使用 ■内装材…原則地域材を使用	◎
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須) ■構造材(土台・柱・横架材)は100%地域材を使用する。 ■その他の部位と併せて、使用量は1棟あたり12㎡以上、使用割合は60%以上とする。	◎
	地域材利用に関する共通ルール(必須) ■製材業者は資材供給時に「納品書」に認証材であることを明記するとともに、資材に「認証マーク」を貼付する。 ■事務局は上記納品書の写しを取りまとめて保管する。	◎
	地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明 原木市場→製材工場(地域材・その他地域木材の選別)→「三重の木認証制度」に基づいた一定品質以上の認証材を製材→材料出荷時に「認証材マーク」を貼って出荷する→施工現場にて「認証材」が正しく使用されていることを確認する→出荷伝票に認証材使用を明記し、事務局でも書類を保管する。	
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み ■事務局は製材業者と協力して、地域材の在庫量を年に2回確認する。 ■在庫・価格情報は、事務局から各グループ施工会社に展開し、情報の共有化を図る。	○
	②グループ全体における地域材の需給予測 ■平成26年のグループ全体の施工棟数の合計は61棟 ■施工物件の中における地域材の使用量を増やす目標を立て、年間800㎡以上の地域材の利用を目指す。	○
c	①-1 畳の活用 ■表面に使用するイグサは国産のイグサを推奨商品とする。	○
	①-2 和瓦の活用 ■東海地方においては、愛知県三河地方の瓦(三州瓦)が有名で、グループ共通仕様書に指定商品を明記し、施工会社が積極的に活用する。	○
	①-3 襖の活用 ■和室のある住宅に関しては、その間仕切建具、収納建具に襖を使用することを共通仕様とする。	○
	①-4 障子の活用 ■和室のある住宅に関しては、その窓部分においてはサッシの内側に障子を使用することを共通仕様とする。	○
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用 ■地域の伝統的な焼き物(陶器)を洗面器に使用したり、和紙を障子紙に使用するなど、より地域色をだした家づくりを進めていく。	○
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組 ■古くから地域に愛されている伝統的な木造建築の美しさを現代風にアレンジし、永続的な建物の建築を目指す。 ■グループ施工会社で定期的な設計勉強会を開催し、伝統的な木造住宅の意匠や建築事例を学ぶ機会をもつ。	○
	②地域の住まい方の継承につながる取組 ■親から子、子から孫へと住み継がれる設計を意識し、物を大切に使う環境づくりに建築会社として貢献する。	○
	③地域の街並み形成へ寄与する取組 ■日本の伝統的な街並みの美しさを維持するため、外観デザイン、屋根形状、外壁色などが周辺環境と調和する設計をする。 ■外構エクステリアにおいて、植栽や自然石を使い緑あふれる温かみのある景観をつくりだす。	○
	④和の住まいの要素を取り入れた取組 ■国産材の木目の美しさを内装の床や建具でみせる。畳の部屋が日常で使える間取りづくりの提案をする。 ■軒の出を900mm以上とり、夏の日差しを遮り、冬の暖かい日光を室内に取り入れるなど、伝統的な建築の知恵を継承する。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。		

その他		◎、○ 記入欄
【平成27年度対応方針】		
東日本大震災の復興に資する取組	特にありません	

グループが取組む木造住宅・建築物の特徴  
※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。  
※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。